

委員会運営内規の標準的構成

〇〇〇委員会運営内規

(総則)

1. 本委員会は〇〇〇〇委員会と称する。
2. 本委員会の運営に関しては、以下の各項によるほか、「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」による。

(目的と機能)

3. 本委員会は、・・・・・・・・・・
目的をもって、以下のことを行う。
 - 1) ・・・・・・・・・・
 - 2) ・・・・・・・・・・
 - ・・・・・・・・・・

(委員会の構成)

4. 委員会は原則として委員長1名、副委員長〇名、委員若干名および担当理事をもって構成する。

(委員等の選任および委嘱)

5. 第2項による。

(委員等の任期)

6. 第2項による。
7. 委員会内規で別途規定することができる。

(委員長等の職務)

8. 第2項による。
9. 委員会内規で別途規定することができる。

(会議)

10. 原則として、毎月1回開催する。
隔月1回開催する。
〇〇1回開催する。

必要に応じて開催する。

以下、適宜必要事項を列記する。

(附則)

本内規は 年 月 日の〇〇〇委員会において確認されたものである。